

鉄道事業法・軌道法

1. 案内情報

手続名	: 営業報告書及び事業実績報告書の提出
手続根拠	: 鉄道事業法第20条第2項 : 鉄道事業等報告規則第2条 : 軌道法施行規則第35条
手続対象者	: 鉄道事業者及び軌道事業者
提出時期	: 鉄道事業者 ・ 営業報告書を毎事業年度経過後100日以内に、また前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書を毎年5月31日までに提出する。 : 軌道事業者 ・ 営業報告書を毎事業年度経過後100日以内に、また前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書を毎事業年度経過後2か月以内に提出する。
提出方法	: ・ 鉄道事業者は、鉄道事業等報告規則第2条第2項及び第3項で定める様式により報告書を作成し、その路線の存する地域を管轄する地方運輸局長に国土交通大臣提出分と当該地方運輸局長提出分を一緒に提出して下さい。 ・ 軌道事業者は、軌道事業の営業報告書及び実績報告書の様式を定める告示で定める様式により報告書を作成し、その所管する地方運輸局長を経由して、国土交通大臣あて提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 正副2部
申請諸様式	: 鉄道事業等報告規則第2条第2項及び第3項 軌道事業の営業報告書及び実績報告書の様式を定める告示

記載要領・記載例 : 提出先となる管轄する地方運輸局鉄道局監理課にお問い合わせ下さい。

2 . 窓口情報

提出先 :

北海道運輸局鉄道部監理課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 1
東北運輸局鉄道部監理課	0 2 0 - 7 9 1 - 7 5 2 6
新潟運輸局鉄道部監理課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 1
関東運輸局鉄道部監理課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 9
中部運輸局鉄道部監理課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 0
近畿運輸局鉄道部監理課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 9
中国運輸局鉄道部監理課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部監理課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 5 9
九州運輸局鉄道部監理課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 5 1

受付時間 : 提出先である地方運輸局鉄道部監理課にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : お近くの地方運輸局鉄道部監理課までお願いします。